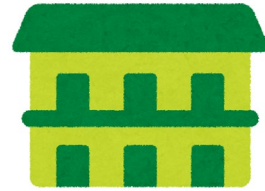


# 住居確保給付金の申請手続きについてのご案内

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

横浜市 住居確保給付金

検索



1	住居確保給付金を受給するための要件	2
2	支給額・支給期間・支給方法	3
3	住居確保給付金受給期間中の求職活動	3
4	収入基準額・金融資産基準額	4
5	収入要件確認について	5
6	申請に必要な書類	6
7	手続きの流れ	7
8	申請にかかるQ & A	8
9	各区生活支援課 連絡先一覧	9

## 【注意事項】

- 申請から振込まで、1～2か月程度お時間をいただきます。
- 滞納分の家賃は、給付の対象にはなりません。
- 申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となります。  
※住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。
- 管理費・共益費は支給対象外になります。また、給付される家賃額は、上限額があります。
- 原則として、給付金は、横浜市から不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます。  
※自己負担分は、直接不動産媒介業者等にお支払いください。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送による申請も可能です。  
なお、書類紛失防止の観点より可能な限り書留等の郵便追跡サービス（「簡易書留」または「レターパックプラス」等）をご利用ください。  
※郵送時は、封筒の表面に「住居確保給付金申請書類在中」と目立つよう記載してください。

# 1 住居確保給付金を受給するための要件

横浜市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に次の①～⑪の**すべてに該当する方**を支給対象とします。

①	<input type="checkbox"/>	離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居を喪失する恐れがある。
②	<input type="checkbox"/>	申請日において、以下のいずれかの状況である。(雇用形態は問いません。) ア 離職・廃業の日から2年以内である イ 本人の責によらない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある
③	<input type="checkbox"/>	【離職又は廃業した方】 離職等の日において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。 【休業等に伴う収入減少等の方】 申請日の属する月において、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。
④	<input type="checkbox"/>	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(「同一の世帯に属する者」=同一の世帯に居住し、生計を一にする者)の収入の合計が、「収入基準額」以下である。(4ページ参照)
⑤	<input type="checkbox"/>	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する預貯金及び現金の合計額が、基準額×6(上限100万円)以下である。(4ページ参照)
⑥	<input type="checkbox"/>	誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。(現在の就労の状況が以前と同じ状態になるための活動も含める。)
⑦	<input type="checkbox"/>	国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金等)を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。 ※令和4年8月31日までに住居確保給付金を申請した方は、職業訓練受講給付金との併給が可能です。
⑧	<input type="checkbox"/>	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない。
⑨	<input type="checkbox"/>	現在、生活保護を受給していない。
⑩	<input type="checkbox"/>	過去に住居確保給付金を受給していないこと。 ※ただし、支給終了後に新たに本人の責に帰さない理由で解雇された場合を除く。 ★なお、令和4年8月31日までは、特例で再支給できる可能性がありますので、ホームページの再支給要件をご確認ください。
⑪	<input type="checkbox"/>	①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)】の内容について誓約及び同意すること。

## 2 支給額・支給期間・支給方法

### 支給額

・・・1か月ごとに家賃額（生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限）を支給します。

※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
支給上限額	52,000円	62,000円	68,000円	68,000円	68,000円	73,000円	81,000円

※ 世帯の収入額の状況によって、一部支給になる場合があります。

### 支給期間

#### ・・・原則3カ月

就職活動を誠実に実施している方で、支給要件に該当している場合には、支給期間について、3か月ごとに2回まで延長することが可能です。

### 支給方法

・・・原則として、横浜市が、住宅の貸主等の口座に直接振込みます。

※ 支給額以外の自己負担分は、直接貸主等にお支払いください。

※ 申請日の属する月以降に支払う家賃相当分からとなります。

（住居を喪失された方は、入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。）

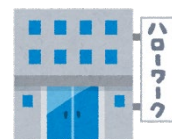
## 3 住居確保給付金受給期間中の求職活動

住居確保給付金受給期間中は、区生活支援課による就労支援やハローワークの利用等により求職活動を行っていただきます。

「住居確保給付金」を申請する理由等により、次のいずれかの、求職活動を行う必要があります。  
（区生活支援課との面談等は、コロナウイルス感染症の影響による緩和措置により、当面の間は、月に1回以上に緩和されています（本来は月4回以上））

### ●「離職・廃業」の方

- ① ハローワーク等への求職申込
- ② 常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③ 月に1回以上の区生活支援課との面談等
- ④ 月に2回（※）のハローワーク（ジョブスポット）等における職業相談等
- ⑤ 週に1回以上（※）の企業等への応募・面接の実施



※コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、当面の間、回数が月1回に緩和されています。

### ●「休業等による減収」の方

- ① 月に1回以上の区生活支援課との面談等※
- ② 申請・延長の際、休業等の状況についてお住まいの区生活支援課へ報告

## 4 収入基準額・金融資産基準額

**申請日の属する月**における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- ・収入額が「②基準額」以上の場合は、家賃額の一部が支給となります。
- ・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(年金、児童手当など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。  
【給与収入】 = 総支給額 (社会保険料天引き前) - 交通費支給額  
【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - (事業収入を得るための) 必要経費 (\* 確定申告に準ずる)

### 【収入基準額】

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)	
1人	84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)	136,000円
2人	130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)	192,000円
3人	172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	240,000円
4人	214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	282,000円
5人	255,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	323,000円
6人	297,000円 + 申請者家賃 (上限73,000円)	370,000円
7人	334,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	415,000円
8人	370,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	451,000円
9人	407,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	488,000円
10人	443,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	524,000円

**申請日における**、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。

### 【金融資産基準額】

世帯員	資産上限額
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

# 収入要件確認について

あなたの家族

 人世帯


P4【収入基準額】を確認し、  
A・Dを記入してください。

【収入基準額】

③家賃上限額

 A 円

あなたの世帯の  
家賃額（※1）

 B 円

AとBを比べて  
小さい方

【収入基準額】  
②基準額

あなたの収入基準額

$$\text{C 円} + \text{D 円} = \text{E 円}$$

※1 家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。

あなたの世帯の  
月收入（※2）

 F 円

※2 給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(年金、児童手当など)、  
その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】 = 総支給額（\* 社会保険料天引き前） - 交通費支給額

【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - 必要経費（\* 確定申告に準ずる）

EとFを比べて

Eの方が大きい場合 **対象**

※F（世帯の月收入）が  
D（収入基準額）を超える場合は、  
一部支給になることがあります。

（詳細な金額は各区生活支援課にお  
問合せください）

Fの方が大きい場合 **対象外**  
（または同じ）

提出する書類の詳細については、「⑭提出書類チェックシート」をご確認ください。



① 相談受付・申込票（自立相談支援事業申請書）



② 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）



③ 住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）

④ 本人確認書類 ご自身でご用意いただく書類

⑤ 離職・廃業または就業機会が減少したことを証する書類 ご自身でご用意いただく書類



⑥ 離職状況等に関する申立書（参考様式5）



⑦ 就業機会の減少に関する申立書（参考様式5-2）

必要に応じてご提出ください。

⑧ 申請日の属する月の収入が確認できる書類（世帯全員分） ご自身でご用意いただく書類

⑨ 預貯金がわかる書類（通帳の写しなど）（世帯全員分） ご自身でご用意いただく書類



⑩ 【住居を喪失している方用】  
入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）



⑪ 【住居を喪失するおそれのある方用】  
入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）

不動産媒介業者等  
で作成していただく書類  
※該当するものどちらか

⑫ 賃貸借契約書の写し ご自身でご用意いただく書類

⑬ ハローワークの求職番号 すでに登録している方



⑭ 提出書類チェックシート

■ ⑩または⑪は、物件を賃借している不動産管理会社等に記載していただく書類になります。物件を賃借している不動産管理会社等へ作成を依頼してください。また、裏面には本人記入欄もありますので、記載例をご確認していただき、忘れずに記入をお願いします。

■ 支給決定に際し、上記書類以外をご提出いただく場合もあります。

■ ご不明な点ありましたら、各区生活支援課までご連絡ください。



1

## 受給要件を確認



来庁される前に、事前にお電話で必要書類などをご確認いただくとスムーズです。

2

## お住まいの区生活支援課へご相談

※新規に住宅を賃借する場合（住宅を喪失している方）は、新たな居住地の区生活支援課へご相談ください。

3

## ご相談・申請

※不動産媒介業者等に作成していただく書類などありますので、ご自身で不動産媒介業者等へ調整をお願いします。また、支給決定された場合でも、振込までに1～2か月程度時間がかかることもありますので、あわせてご相談をお願いします。

4

## 区生活支援課で審査し、決定内容について本人へ通知

※支給決定された場合のみ、不動産媒介業者・不動産管理会社等へも通知を発送します。

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

5

## 物件を賃借している不動産媒介業者・不動産管理会社等に、住居確保給付金支給決定された旨を本人から報告

※家賃振込日の確認、管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については自ら別に支払う旨を説明・調整してください。

6

## 不動産媒介業者・不動産管理会社等の指定の口座へ住居確保給付金支給決定額が区役所から直接振り込まれる。

※所得の状況によっては、住居確保給付金支給対象額が差額分（一部支給）のみ貸主等の口座に直接振り込みます。自己負担額分（管理費・共益費・駐車場代・家賃自己負担分等）は、直接ご本人から不動産媒介業者等にお支払いください。

7

## 求職活動を実施し、活動状況や生活状況を月1回程度、面談等により区生活支援課へ報告（求職活動についてはP3を参照）

※なお、住居確保給付金以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

申請から振込まで1～2か月

NO	質問	回答
1	<b>書類が整っていないと申請手続きができませんか。</b>	内容にもよりますが、いつまでに何を揃えることができるかも含めて早めにお住まいの区生活支援課でご相談ください。
2	<b>郵送での申請書類・提出方法について。</b>	大切な個人情報を含みますので、書類紛失防止等の観点から、可能な限り郵送追跡サービス等（特定記録郵便、レターパック等）の利用をお願いします。その際の送料についてはご負担をお願いします。
3	<b>管理費、共益費、駐車場代の取扱いについて教えてください。</b>	支給対象となる住宅の家賃月額には、管理費、共益費、駐車場代は含まれません。
4	<b>家賃はいつの分から支給の対象となりますか。</b>	<p>(1)「新規に住宅を賃借する者」は、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始します。</p> <p>(2)「現に住宅を賃借している者」は、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。</p> <p>なお、住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、<u>滞納した家賃へ充当することはできません</u>。</p>
5	<b>家賃をクレジット払いとしている場合はクレジットカード会社に振り込むことができますか。</b>	住居確保給付金は、原則として、自治体から賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むこととされています。まずは、家賃の支払い方法を貸主等への直接払いに変更できるかどうかを貸主等にご相談ください。また、変更が難しい場合は、お住まいの区の区役所生活支援課にご相談ください。
6	<b>店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている場合、住居確保給付金の対象になりますか。</b>	住居部分については、住居確保給付金の支給対象となります。住居分が区別され、記載されていれば当該住居が対象となります。
7	<b>新型コロナウイルス感染症に関する給付金（例：持続化給付金、特別定額給付金）や融資を受けていますが、その分は収入・資産として算定されますか。</b>	原則として、収入・資産には算定されません。



# 9 各区生活支援課 連絡先一覧

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通35	224-8249	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋町190	367-5705	365-6351